

第 79 回

加古川市情報公開・個人情報保護審査会

(資 料)

【議題（1）関係】

1 諮問第 51 号にかかる審査について

加古川市議会の個人情報保護制度における対応について

諮問書 1

【議題（2）関係】

2 諮問第 52 号にかかる審査について

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う安全管理措置について

諮問書 7

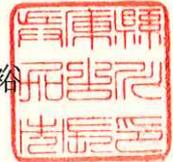
令和 5 年 1 月 31 日

加古川市総務部総務課

諮問第51号
令和5年1月24日

加古川市情報公開・個人情報保護審査会
委員長 川崎 志保 様

加古川市長 岡田 康裕



個人情報保護制度の運営に関する意見について（諮問）

標記のことについて審査会の意見をお聴きしたいので、諮問します。

記

1 諮問事項

加古川市議会の個人情報保護制度における対応について

2 参考資料

別紙のとおり

加古川市議会の個人情報保護制度における対応について

1 諮問の概要

加古川市が保有する個人情報については加古川市個人情報保護条例（平成10年条例第28号。以下「保護条例」という。）に基づき取り扱っているところ、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、令和5年度からは国、民間事業者及び全ての地方公共団体等が、改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に基づき、個人情報を取り扱うこととなった。

法では、原則として、議会は適用除外となっているが、「国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、…個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」（法第5条）とされた。これを踏まえ、法の規定を参考に、議会独自の個人情報保護条例の制定を進める必要がある。

加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第5条第1項第1号では、加古川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の所掌事務として、「情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事」と規定されているため、同号の規定により審査会へ諮問するものである。

2 基本的な考え方

(1) 目的

個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(2) 法との整合性の確保

全国共通の個人情報に関するルールを定めるという法の趣旨を尊重し、法の内容に沿ったものとする。

(3) 市内部の統一性の確保

市民にとってわかりやすい制度とするため、議会以外の市の機関に適用される加古川市個人情報保護法施行条例（以下「施行条例」という。）の内容に沿ったものとする。

(4) 条例の対象となる個人情報

条例は事務局の職員が作成、取得した個人情報を対象とする。議員が作成、取得した個人情報は対象としない。

3 加古川市議会個人情報保護条例に定める主な規定内容

(1) 総則

項目	法	議会条例（案）	保護条例	
定義	個人情報	生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの、又は個人識別符号が含まれるもの	法と同じ規定を置く	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの
	個人識別符号	個人に関する文字、番号、記号その他の符号等	法と同じ規定を置く	(規定なし)
	要配慮個人情報	本人の人種、信条等本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報	法と同じ規定を置く	(規定なし) (以下の規定は収集を制限) ・思想、信条、宗教、病歴、犯罪歴等に関する個人情報
	保有個人情報	行政機関等の職員が職務上作成、取得した情報で、組織的に利用、保有するもの	法と同じ規定を置く	法に同じ
	個人情報ファイル	保有個人情報を含む情報の集合物であつて、事務の目的を達成するために体系的に構成したもの	法と同じ規定を置く	(規定なし)
	仮名加工情報(※)	他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した情報	法と同じ規定を置く	(規定なし)
	匿名加工情報(※)	特定の個人を識別することができないように加工し、かつ復元することができないようにした情報	法と同じ規定を置く	(規定なし)
	個人関連情報	個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報に該当しないもの	法と同じ規定を置く	(規定なし)

特定個人情報	(規定なし) (番号法によって定義されている)	マイナンバーをその内容に含む個人情報 (番号法との整合性を図る)	マイナンバーをその内容に含む個人情報
保有特定個人情報	(規定なし)	職員が職務上作成、取得した特定個人情報で議会が保有するもの (番号法との整合性を図る)	職員が職務上作成、取得した特定個人情報で実施機関が保有するもの

※ 議会の保有個人情報を加工して、仮名加工情報や匿名加工情報を作成し、流通させることは想定していないが、仮名加工情報や匿名加工情報を受領する可能性があるため、定義を設ける。

(2) 個人情報等の取扱い

項目	法	議会条例(案)	保護条例
利用目的の明示、適正な取得	個人情報の取得は、原則として利用目的を明示しなければならず、偽りその他不正の手段による取得の禁止(第62・64条)	法と同じ規定を置く	法に同じ
安全管理措置	保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要(業務委託者にも適用)(第66条)	法と同じ規定を置く	法に同じ
従事者の義務	業務に関して知り得た個人情報の内容について、漏えい又は不当な目的利用禁止(第67条)	法と同じ規定を置く	法に同じ
漏えいの通知	保有個人情報の漏えい、滅失、毀損等で権利利益の損害が大きいものが生じたときは本人に通知する(第68条2)	法と同じ規定を置く	(規定なし)
利用及び提供の制限	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のための個人情報の利用不可(例外)本人同意があるとき、行政機関の他の業務に必要で相当の理由があるとき、本人の利益になるときなど(第69条)	法と同じ規定を置く	法に同じ

(3) 個人情報ファイル等

項目	法	議会条例（案）	保護条例
個人情報ファイル簿の作成及び公表	保有個人情報ファイルについて、名称等法定の事項を記載した帳簿を作成・公表（対象者が1,000人以上となる場合）（第75条）	法と同じ規定を置く	（規定なし）

(4) 開示、訂正及び利用停止

項目	法	議会条例（案）	保護条例	
開示・訂正・利用停止請求	請求権者	請求権者は本人のみ （法定代理人及び委任代理人を含む）	法と同じ規定を置く	法に同じ
	不開示情報の範囲	情報公開条例との整合性を図るため、開示・不開示情報を条例に追加することが可能	法と同じ規定を置く	法に同じ
	決定期限（※）	開示請求があった日から30日以内（延長30日以内）	開示請求があった日から15日以内（延長30日以内） （施行条例との整合性を図る）	請求日から起算して15日以内（延長45日以内）
	開示請求における手数料	条例で定める額の手数料を納めなければならない	手数料は無料 （施行条例との整合性を図る、明記なし）	手数料は無料 （明記なし）
審査請求	情報公開・個人情報保護審査会（行政不服審査法に基づく機関）に諮問（第105条～第107条）	法と同じ規定を置く	法に同じ	

※議長及び副議長が共に欠けている期間は、開示請求等における決定期限の期間に含めない。

(5) その他

項目	法	議会条例（案）	保護条例
個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的知見が必要な場合	審議会その他の合議制の機関に諮問することができる	情報公開・個人情報保護審査会に諮問 （施行条例との整合性を図る）	（規定なし） （審査会は加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例で規定）

(6) 罰則

項目	法	議会条例 (案)	保護条例
正当な理由なく個人情報ファイルを提供	2 年以下の懲役、又は 100 万円以下の罰金 (第 176 条)	法と同じ規定を置く	法に同じ
不正な利益を図る目的で情報を提供盗用	1 年以下の懲役、又は 50 万円以下の罰金 (第 180 条)	法と同じ規定を置く	法に同じ
職員が職務と異なる目的で秘密文書等収集	1 年以下の懲役、又は 50 万円以下の罰金 (第 181 条)	法と同じ規定を置く	法に同じ
区域外における罪に対する罰則	日本国外における罪にも罰則を適用 (第 183 条)	市の区域外における罪にも罰則を適用	(規定なし)
不正な手段により個人情報の開示を受けた者	10 万円以下の過料 (第 185 条)	5 万円以下の過料 (地方自治法の規定により、条例で規定できる過料の上限は 5 万円)	5 万円以下の過料

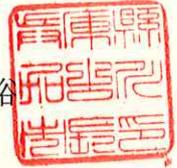
附則

○ 施行日 令和 5 年 4 月 1 日とする

諮問第52号
令和5年1月24日

加古川市情報公開・個人情報保護審査会
委員長 川崎 志保 様

加古川市長 岡 田 康 裕



個人情報保護制度の運営に関する意見について（諮問）

標記のことについて審査会の意見をお聴きしたいので、諮問します。

記

1 諮問事項

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う安全管理措置について

2 参考資料

別紙のとおり

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う安全管理措置について

1 諮問の概要

加古川市が保有する個人情報について、令和5年度から改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正保護法」という。）に基づき、個人情報を取り扱うこととなったことに伴い、安全管理措置についての改正保護法に基づく対応が必要となった。

現在、加古川市においては、「加古川市情報セキュリティポリシー」等を踏まえ、個人情報保護も含めたセキュリティ対策を講じているが、令和5年度からは、このことに加えて、改正保護法第66条第1項により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を行うための整備が必要である。

加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第5条第1号では、加古川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の所掌事務として、「情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関すること」が規定されていること、及び令和5年4月1日改正（令和4年12月20日公布）の加古川市個人情報保護法施行条例第6条第2号の規定により改正保護法第66条1項の規定に基づく講ずる措置の基準を定めようとする場合と規定されていることから審査会へ諮問するものである。

2 基本的な考え方

(1) 改正保護法についての事務対応ガイドとの整合性の確保

個人情報保護委員会が作成した事務対応ガイドに、保有個人情報の安全管理措置の指針が示されていることから、この指針に沿ったものとする。

(2) 加古川市情報セキュリティポリシー等との整合性の確保

以下の規定に講じられている場合は、当該措置はこの指針によって講じられたもののみならず。

- ・加古川市情報セキュリティポリシー
- ・加古川市教育情報セキュリティポリシー
- ・加古川市文書取扱規程

(3) 議会の取扱い

議会について、個人情報の取扱いは改正保護法の対象ではないため別途条例を定めるが、ネットワークや情報システムにおける管理は一元的に行っていることからこの指針の適用対象となる機関には含める。

安全管理措置

事務対応ガイド（個人情報保護委員会）	加古川市版《案》
4-8（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針	加古川市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針
4-8-1 指針の意義 この指針は、法第66条第1項の規定等を踏まえ、行政機関等の保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として最小限のものを示すものである。各行政機関等においては、この指針を参考として、個人情報の適切な管理に関する定めを整備するとともに、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。	1 趣旨 この指針は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項及び加古川市議会個人情報保護条例（令和4年条例第●号。以下「議会条例」という。）第●条の規定に基づき、市の機関が保有する個人情報に関し、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために講じる必要かつ適切な措置について定めるものとする。
	2 定義 この指針における用語の意義は、法及び議会条例の例による。 2-2 適用対象等 (1) この指針の対象となる市の機関は、市長、上下水道事業管理者、消防長、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会、固定資産評価審査委員会及び議会とする。 (2) この指針の規定により総括保護責任者、保護管理責任者、保護管理者又は職員が講ずべき措置と同等の措置が、加古川市情報セキュリティポリシー若しくは加古川市教育情報セキュリティポリシー又は加古川市文書取扱規程（昭和63年訓令甲第7号）の規定により講じられている場合は、当該措置はこの指針によって講じられたものとみなす。
4-8-2 管理体制 【総括保護管理者】 (1) 各行政機関等に、総括保護管理者を一人置くこととし、組織を通じて保有個人情報の管理の任に当たる者として適当と判断される者（官房長、総務担当役員等）をもって充てる。 総括保護管理者は、行政機関の長等を補佐し、各行政機関等における保有個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たる。なお、各府省に設置される公文書監理官が個人情報の保護に関する事務を担当する場合には、公文書監理官は、総括保護管理者を助け、各府省における保有個人情報の管理の実質責任者としての任に当たる。	3 管理体制 【総括保護責任者】 (1) 市の機関の保有個人情報に関し、その取扱いを管理する事務を統括する任に当たるため、総括保護責任者を置き、総務部を所管する副市長をもって充てる。
	【保護管理責任者】 (2) 総括保護責任者を補佐し、保護管理者を管理監督するため、保護管理責任者を置き、別表第1に掲げる者をもって充てる。 【別表第1】 秘書室長、防災部長、企画部長、総務部長、税務部長、市民協働部長、産業経済部長、環境部長、福祉部長、健康医療部長、こども部長、建設部長、都市計画部長、会計室長、上下水道局長、消防次長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、公平委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長、教育総務部長、教育指導部長

安全管理措置

事務対応ガイド（個人情報保護委員会）	加古川市版《案》
<p>【保護管理者】</p> <p>(2) 保有個人情報を取り扱う各課室等に、保護管理者を一人置くこととし、当該課室等の長又はこれに代わる者をもって充てる。</p> <p>保護管理者は、各課室等における保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる（注）。</p> <p>（注）例えば、4-8-6（情報システムにおける安全の確保等）、4-8-7（情報システム室等の安全管理）、4-8-11（安全管理上の問題への対応）（2）、4-8-12（監査及び点検の実施）（2）及び（3）その他保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、情報システムの管理者と連携して、それぞれの措置を講ずる。</p>	<p>【保護管理者】</p> <p><u>（3）保有個人情報を取り扱う課等（加古川市事務分掌規則（昭和44年規則第24号）第4条第1項に規定する課等並びに同条第2項に規定する市民センター、子ども療育センター、市立認定こども園及び市立保育所、加古川市会計管理者の補助組織設置規則（平成20年規則第28号）第2条第2項に規定する会計課、加古川市上下水道局の分課規程（昭和39年水道事業管理規程第1号）第2条に規定する課、加古川市消防本部組織に関する規則（昭和42年規則第22号）第7条に規定する課及び防災センター並びに消防署組織規程（昭和49年消防本部訓令第1号）第1条に規定する消防署、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、加古川市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和61年教育委員会規則第3号）第2条に規定する課等並びに市立幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校並びに加古川市議会事務局処務規程（昭和42年議会規程第2号）第2条に規程する課をいう。以下同じ。）に、保有個人情報を適正に管理する任に当たる保護管理者を置き、課等の長（選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局にあっては次長）をもって充てる。</u></p> <p>保護管理者は、<u>課等における保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる。</u></p>
<p>【保護担当者】</p> <p>(3) 保有個人情報を取り扱う各課室等に、当該課室等の保護管理者が指定する保護担当者を一人又は複数人置く。保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課室等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。</p>	<p>【課等の副課長、係長等】</p> <p><u>（4）保有個人情報を取り扱う課等の副課長、担当副課長、係長及び担当係長等（以下「副課長等」という。）は、それぞれの職責に応じて、保護管理者を補佐し、課等の職員の保有個人情報の取扱いを管理監督するものとする。</u></p>
<p>【監査責任者】</p> <p>(4) 各行政機関等に、監査責任者を一人置くこととし、内部監査等を担当する部局の長、幹事等をもって充てる。</p> <p>監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。</p>	<p>【監査責任者】</p> <p><u>（5）保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たるため、監査責任者を置き、総務部長をもって充てる。</u></p>
<p>【保有個人情報の適切な管理のための委員会】</p> <p>(5) 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期に又は随時に開催する。なお、必要に応じて情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験を有する者等の参加を求めることが望ましい。</p>	<p>【保有個人情報管理委員会】</p> <p><u>（6）総括保護責任者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、保護管理責任者を構成員とする委員会に諮るものとする。</u></p>

安全管理措置

事務対応ガイド（個人情報保護委員会）	加古川市版《案》
<p>4-8-3 教育研修</p> <p>(1) 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員（派遣労働者（注）を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。</p> <p>（注）派遣労働者についても、従事者の義務（法第67条）が適用される場所であり、保有個人情報の取扱いに従事する派遣労働者についての労働者派遣契約は、保有個人情報の適切な取扱いを行うことに配慮されたものとする必要がある。</p> <p>(2) 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。</p> <p>(3) 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、課室等の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を定期的実施する。</p> <p>(4) 保護管理者は、当該課室等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。</p>	<p>4 教育研修</p> <p>(1) 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員（派遣労働者（注）を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。</p> <p>（注）派遣労働者についても、従事者の義務（法第67条）が適用される場所であり、保有個人情報の取扱いに従事する派遣労働者についての労働者派遣契約は、保有個人情報の適切な取扱いを行うことに配慮されたものとする必要がある。</p> <p>(2) 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。</p> <p>(3) 総括保護管理者は、保護管理者に対し、課等の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を定期的実施する。</p> <p>(4) 保護管理者は、課等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。</p>
<p>4-8-4 職員の責務</p> <p>職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。</p>	<p>5 職員の責務</p> <p>職員は、法及び議会議事条例の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理責任者、保護管理者及び副課長等の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。</p>
<p>4-8-5 保有個人情報の取扱い 【アクセス制限】</p> <p>(1) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容（注）に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。</p> <p>（注）特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。以下同じ。</p> <p>(2) アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。</p> <p>(3) 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。</p>	<p>6 保有個人情報の取扱い 【アクセス制限】</p> <p>(1) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容（注）に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。</p> <p>（注）特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。以下同じ。</p> <p>(2) アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。</p> <p>(3) 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。</p>
<p>【複製等の制限】</p> <p>(4) 職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次の行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行う。</p> <p>① 保有個人情報の複製 ② 保有個人情報の送信</p> <p>③ 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し</p> <p>④ その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為</p>	<p>【複製等の制限】</p> <p>(4) 職員が業務上の目的で保有個人情報を複製及び送信する場合は、誤配布、誤送付等がないように慎重に取り扱う。また、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある場合は、保護管理者の指示に従い行う。</p>

安全管理措置

事務対応ガイド（個人情報保護委員会）	加古川市版《案》
<p>【誤りの訂正等】 (5) 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。</p>	<p>【誤りの訂正等】 (5) 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、<u>上司</u>の指示に従い、訂正等を行う。</p>
<p>【媒体の管理等】 (6) 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。また、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。</p>	<p>【媒体の管理等】 (6) 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。また、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。</p>
<p>【誤送付等の防止】 (7) 職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体（注）の誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。 （注）文書の内容だけでなく、付加情報（PDF ファイルの「しおり機能表示」やプロパティ情報等）に個人情報が含まれている場合があることに注意する。</p>	<p>【誤送付等の防止】 (7) 職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体（注）の誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。 （注）文書の内容だけでなく、付加情報（PDF ファイルの「しおり機能表示」やプロパティ情報等）に個人情報が含まれている場合があることに注意する。</p>
<p>【廃棄等】 (8) 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。 特に、保有個人情報の消去や保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認する。</p>	<p>【廃棄等】 (8) 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。 特に、保有個人情報の消去や保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認する。</p>
<p>【保有個人情報の取扱状況の記録】 (9) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。</p>	<p>【保有個人情報の取扱状況の記録】 (9) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。</p>
<p>【外的環境の把握】 (10) 保有個人情報が、外国（※）において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 （※）近年、行政機関等においても民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合があります。こうした場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。</p>	<p>【外的環境の把握】 (10) 保有個人情報が、外国（※）において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 （※）近年、行政機関等においても民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合があります。こうした場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。</p>

安全管理措置

事務対応ガイド（個人情報保護委員会）	加古川市版《案》
<p>4-8-6 情報システムにおける安全の確保等</p>	<p>7 情報システムにおける安全の確保等</p> <p>【対象】 「7 情報システムにおける安全の確保等」「8 情報システム室等の安全管理」において対象とする保護管理者は、加古川市情報セキュリティポリシーに規定する情報システム管理者及び加古川市教育情報セキュリティポリシーに規定する教育情報システム管理者である保護管理者とする。</p>
<p>【アクセス制御】</p> <p>(1) 保護管理者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下4-8-6（情報システムにおける安全の確保等）（16）を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる（注）。</p> <p>（注）アクセス制御の措置内容は、4-8-5（保有個人情報の取扱い）（1）により設定した必要最小限のアクセス権限を具体化するものである必要がある。</p> <p>(2) 保護管理者は、上記（1）の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。</p>	<p>【アクセス制御】</p> <p>(1) 保護管理者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下「7 情報システムにおける安全の確保等」（16）を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる（注）。</p> <p>（注）アクセス制御の措置内容は、「6 保有個人情報の取扱い（1）」により設定した必要最小限のアクセス権限を具体化するものである必要がある。</p> <p>(2) 保護管理者は、上記（1）の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。</p>
<p>【アクセス記録】</p> <p>(3) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずる。</p> <p>(4) 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。</p>	<p>【アクセス記録】</p> <p>(3) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずる。</p> <p>(4) 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。</p>
<p>【アクセス状況の監視】</p> <p>(5) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。</p>	<p>【アクセス状況の監視】</p> <p>(5) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。</p>
<p>【管理者権限の設定】</p> <p>(6) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。</p>	<p>【管理者権限の設定】</p> <p>(6) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。</p>
<p>【外部からの不正アクセスの防止】</p> <p>(7) 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。</p>	<p>【外部からの不正アクセスの防止】</p> <p>(7) 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。</p>

安全管理措置

事務対応ガイド（個人情報保護委員会）	加古川市版《案》
<p>【不正プログラムによる漏えい等の防止】</p> <p>(8) 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずる。</p>	<p>【不正プログラムによる漏えい等の防止】</p> <p>(8) 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずる。</p>
<p>【情報システムにおける保有個人情報の処理】</p> <p>(9) 職員は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。保護管理者は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。</p>	<p>【情報システムにおける保有個人情報の処理】</p> <p>(9) 職員は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。保護管理者は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。</p>
<p>【暗号化】</p> <p>(10) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。職員（注）は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。</p> <p>（注）職員が行う暗号化には、適切なパスワードの選択、その漏えい防止の措置等が含まれる。</p>	<p>【暗号化】</p> <p>(10) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。職員（注）は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。</p> <p>（注）職員が行う暗号化には、適切なパスワードの選択、その漏えい防止の措置等が含まれる。</p>
<p>【記録機能を有する機器・媒体の接続制限】</p> <p>(11) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USB メモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。</p>	<p>【記録機能を有する機器・媒体の接続制限】</p> <p>(11) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USB メモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。</p>
<p>【端末の限定】</p> <p>(12) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。</p>	<p>【端末の限定】</p> <p>(12) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。</p>
<p>【端末の盗難防止等】</p> <p>(13) 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。</p> <p>(14) 職員は、保護管理者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。</p>	<p>【端末の盗難防止等】</p> <p>(13) 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。</p> <p>(14) 職員は、保護管理者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。</p>
<p>【第三者の閲覧防止】</p> <p>(15) 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報に第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。</p>	<p>【第三者の閲覧防止】</p> <p>(15) 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報に第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。</p>
<p>【入力情報の照合等】</p> <p>(16) 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行う。</p>	<p>【入力情報の照合等】</p> <p>(16) 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行う。</p>
<p>【バックアップ】</p> <p>(17) 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。</p>	<p>【バックアップ】</p> <p>(17) 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。</p>
<p>【情報システム設計書等の管理】</p> <p>(18) 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。</p>	<p>【情報システム設計書等の管理】</p> <p>(18) 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。</p>

安全管理措置

事務対応ガイド（個人情報保護委員会）	加古川市版《案》
<p>4-8-7 情報システム室等の安全管理</p> <p>【入退管理】</p> <p>(1) 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。</p> <p>(2) 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。</p> <p>(3) 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定め（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。</p>	<p>8 情報システム室等の安全管理</p> <p>【入退管理】</p> <p>(1) 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する場所その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。</p> <p>(2) 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。</p> <p>(3) 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定め（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。</p>
<p>【情報システム室等の管理】</p> <p>(4) 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずる。</p> <p>(5) 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。</p>	<p>【情報システム室等の管理】</p> <p>(4) 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずる。</p> <p>(5) 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。</p>
<p>4-8-8 保有個人情報の提供</p> <p>【保有個人情報の提供】</p> <p>(1) 保護管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わす。</p> <p>(2) 保護管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。</p> <p>(3) 保護管理者は、法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、上記(1)及び(2)に規定する措置を講ずる。</p>	<p>9 保有個人情報の提供</p> <p>【保有個人情報の提供】</p> <p>(1) 保護管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号並びに議会条例第●条第●項第●号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わす。</p> <p>(2) 保護管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号並びに議会条例第●条第●項第●号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。</p> <p>(3) 保護管理者は、法第69条第2項第3号及び議会条例第●条第●項第●号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、上記(1)及び(2)に規定する措置を講ずる。</p>

安全管理措置

事務対応ガイド（個人情報保護委員会）	加古川市版《案》
<p>4-8-9 個人情報の取扱いの委託 【業務の委託等】</p> <p>(1) 個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託（注1）する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置（注2）を講ずる。また、契約書に、次の事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。</p> <p>① 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務</p> <p>② 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。4-8-9（個人情報の取扱いの委託）（1）及び（4）において同じ。）（※）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項</p> <p>（※）委託先との契約書に、再委託に際して再委託先に求める事項は、再委託先が子会社である場合も、同様に求めるべきことを明記すること。</p> <p>③ 個人情報の複製等の制限に関する事項</p> <p>④ 個人情報の安全管理措置に関する事項</p> <p>⑤ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項</p> <p>⑥ 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項</p> <p>⑦ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項（注3）</p> <p>⑧ 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）</p> <p>（注1）「委託」とは、契約の形態・種類を問わず、行政機関等が他の者に個人情報の取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人情報の入力（本人からの取得を含む。）、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定されるが、これらに限られない。</p> <p>（注2）例えば、4-8-10（サイバーセキュリティの確保）に記載したサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考に、委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準や委託先の選定基準を整備すること等が挙げられる。</p> <p>（注3）準拠法や裁判管轄について日本国内法令とすべきかについてもあらかじめ検討する必要がある。</p> <p>（2）保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。</p>	<p>10 個人情報の取扱いの委託 【業務の委託等】</p> <p>(1) 個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託（注1）する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置（注2）を講ずる。また、契約書に、次の事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。</p> <p>① 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務</p> <p>② 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。「10 個人情報の取扱いの委託」（1）及び（4）において同じ。）（※）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項</p> <p>（※）委託先との契約書に、再委託に際して再委託先に求める事項は、再委託先が子会社である場合も、同様に求めるべきことを明記すること。</p> <p>③ 個人情報の複製等の制限に関する事項</p> <p>④ 個人情報の安全管理措置に関する事項</p> <p>⑤ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項</p> <p>⑥ 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項</p> <p>⑦ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項（注3）</p> <p>⑧ 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）</p> <p>（注1）「委託」とは、契約の形態・種類を問わず、市が他の者に個人情報の取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人情報の入力（本人からの取得を含む。）、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定されるが、これらに限られない。</p> <p>（注2）例えば、「11 サイバーセキュリティの確保」に記載したサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考に、委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準や委託先の選定基準を整備すること等が挙げられる。</p> <p>（注3）準拠法や裁判管轄について日本国内法令とすべきかについてもあらかじめ検討する必要がある。</p> <p>（2）保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。</p>

安全管理措置

事務対応ガイド（個人情報保護委員会）	加古川市版《案》
<p>(3) 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。</p>	<p>(3) 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。</p>
<p>(4) 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に上記(1)の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが上記(3)の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。</p> <p>(5) 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。</p>	<p>(4) 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に上記(1)の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが上記(3)の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。</p> <p>(5) 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。</p>
<p>【その他】</p> <p>(6) 保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。</p>	<p>【その他】</p> <p>(6) 保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。</p>
<p>4-8-10 サイバーセキュリティの確保</p> <p>【サイバーセキュリティに関する対策の基準等】</p> <p>(1) 個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保する。</p>	<p>11 法令遵守</p> <p>(1) 職員は、個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、職務の遂行において使用する情報資産を保護するために、次の法令のほか関係法令を遵守し、これに従わなければならない。</p> <p>①地方公務員法昭和25年法律第261号) ②著作権法(昭和45年法律第4号) ③不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号) ④個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号) ⑤行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) ⑥サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)</p>
<p>4-8-11 安全管理上の問題への対応</p> <p>【事案の報告及び再発防止措置】</p> <p>(1) 保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告する(注)。</p> <p>(注) 職員は、当該事案の発生(事案発生のおそれを含む。)を認識した場合、時間を要する事実確認を行う前にまず保護管理者に報告する。</p> <p>(2) 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員に行わせることを含む。)ものとする。</p>	<p>12 安全管理上の問題への対応</p> <p>【事案の報告及び再発防止措置】</p> <p>(1) 保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告する(注)。</p> <p>(注) 職員は、当該事案の発生(事案発生のおそれを含む。)を認識した場合、時間を要する事実確認を行う前にまず保護管理者に報告する。</p> <p>(2) 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員に行わせることを含む。)ものとする。</p>

安全管理措置

事務対応ガイド（個人情報保護委員会）	加古川市版《案》
<p>(3) 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。</p>	<p>(3) 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、保護管理責任者を通じて総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに保護管理責任者を通じて総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。</p>
<p>(4) 総括保護管理者は、上記(3)による報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を行政機関の長等（独立行政法人等にあつては法人の長、地方独立行政法人にあつては理事長）に速やかに報告する。</p> <p>(5) 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している部局等に再発防止措置を共有する。 【法に基づく報告及び通知】</p> <p>(6) 漏えい等が生じた場合であつて法第68条第1項の規定による委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、上記(1)から(5)までと並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、委員会による事案の把握等に協力する。</p>	<p>(4) 総括保護管理者は、上記(3)による報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を市の機関の長に速やかに報告する。</p> <p>(5) 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している部局等に再発防止措置を共有する。 【法に基づく報告及び通知】</p> <p>(6) 漏えい等が生じた場合であつて法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、上記(1)から(5)までと並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、委員会による事案の把握等に協力する。</p>
<p>【公表等】</p> <p>(7) 法第68条第1項の規定による委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への連絡等の措置を講ずる。国民の不安を招きかねない事案（例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があつたとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があつたとき等）については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに委員会へ情報提供を行うことが望ましい。</p>	<p>【公表等】</p> <p>(7) 法第68条第1項の規定による委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への連絡等の措置を講ずる。市民の不安を招きかねない事案（例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があつたとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があつたとき等）については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに委員会へ情報提供を行うことが望ましい。</p>
<p>4-8-12 監査及び点検の実施 【監査】</p> <p>(1) 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、4-8-2（管理体制）から4-8-11（安全管理上の問題への対応）までに記載する措置の状況を含む当該行政機関等における保有個人情報の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）（注）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。</p> <p>（注）保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、実地監査を含めた重点的な監査として行うものとする。</p>	<p>13 監査及び点検の実施 【監査】</p> <p>(1) 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、3（管理体制）から12（安全管理上の問題への対応）までに記載する措置の状況を含む当該行政機関等における保有個人情報の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）（注）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。</p> <p>（注）保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、実地監査を含めた重点的な監査として行うものとする。</p>
<p>【点検】</p> <p>(2) 保護管理者は、各課室等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。</p>	<p>【点検】</p> <p>(2) 保護管理者は、課等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。</p>
<p>【評価及び見直し】</p> <p>(3) 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。</p>	<p>【評価及び見直し】</p> <p>(3) 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。</p>

加古川市版現行	事務対応ガイドによる必須項目	加古川市版《案》
<p>(基本事項)</p> <p>第1 この契約による事務の処理の委託を受けたもの（以下「受注者」という。）は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適切に行わなければならない。</p>		<p>(基本事項)</p> <p>第1 この契約による事務の処理の委託を受けたもの（以下「受注者」という。）は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）（注：議会においては「議会条例（令和4年条例第●号。以下「議会条例」という。）」とする。）に基づき、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適切に行わなければならない。</u></p>
<p>(収集の制限)</p> <p>第2 受注者は、この契約に係る事務に関して、個人情報を収集するときは、当該契約に係る事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p>		<p>(収集の制限)</p> <p>第2 受注者は、この契約に係る事務に関して、個人情報を収集するときは、当該契約に係る事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p>
<p>(目的外利用の禁止)</p> <p>第3 受注者は、あらかじめ加古川市（以下「発注者」という。）の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、当該事務を処理する目的以外の目的のために利用してはならない。</p>	<p>① <u>個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務</u></p>	<p>(目的外利用の禁止)</p> <p>第3 受注者は、あらかじめ加古川市（以下「発注者」という。）の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、当該事務を処理する目的以外の目的のために利用してはならない。</p>
<p>(適正な管理)</p> <p>第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、損傷等を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>④ <u>個人情報の安全管理措置に関する事項</u></p>	<p>(適正な管理)</p> <p>第4 受注者は、<u>法第66条第2項（注：議会においては「議会条例第●条第●項第●号」とする。）の規定に基づき、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、損傷等の防止、その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>(従事者の明確化)</p> <p>第5 受注者は、この契約による事務に従事する者（以下「従事者」という。）を明確にし、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。</p>	<p>(1) ……、また、契約書に、次の事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。</p>	<p>(従事者の明確化)</p> <p>第5 受注者は、この特記事項を履行する責任を負う者（以下「責任者」という。）及び個人情報の取扱いに従事する者（以下「従事者」という。）を定めるとともに、<u>それらの者の氏名、役職を、書面により、あらかじめ発注者に届け出なければならない。責任者又は従事者を変更するときも、同様とする。</u> <u>2 受注者は、責任者及び従事者以外の者を個人情報の取扱いに従事させてはならない。</u> <u>3 作業従事者は、責任者の指示に従い、法（注：議会においては「議会条例」とする。）及びこの契約に則して適正に委託業務の処理に当たらなければならない。</u></p>

加古川市版現行	事務対応ガイド による必須項目	加古川市版《案》
<p>（従事者の監督及び教育） 第6 受注者は、従事者に対し、個人情報の適正な取扱いに関して必要な監督及び教育を行わなければならない。</p>		<p>（従事者の監督及び教育） 第6 受注者は、<u>責任者及び従事者</u>に対し、個人情報の適正な取扱いに関して必要な監督及び教育を行わなければならない。</p>
<p>（秘密の保持） 第7 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 2 受注者は、従事者が在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p>	<p>① <u>個人情報に関する秘密保持</u>、<u>利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務</u></p>	<p>（秘密の保持） 第7 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は<u>利用目的以外</u>の目的に使用してはならない。 2 受注者は、従事者が在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p>
<p>（再委託の禁止） 第8 受注者は、あらかじめ発注者の承諾があった場合を除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。</p>	<p>② 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。4-8-9（個人情報の取扱いの委託）（1）及び（4）において同じ。）（※）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項（※）委託先との契約書に、再委託に際して再委託先に求める事項は、再委託先が子会社である場合も、同様に求めるべきことを明記すること。</p>	<p>（再委託の禁止） 第8 受注者は、あらかじめ発注者の承諾があった場合を除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。 <u>2 受注者は、前項の規定により発注者の承諾を得て、この契約による事務を第三者に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）にも遵守させるものとし、受注者はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。</u></p>
<p>（複写、複製の禁止） 第9 受注者は、あらかじめ発注者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務に関し、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</p>	<p>③ 個人情報の複製等の制限に関する事項</p>	<p>（複写、複製の禁止） 第9 受注者は、あらかじめ発注者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務に関し、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</p>
<p>（持出しの禁止） 第10 受注者は、この契約による事務を処理するために必要な範囲を超えて、この契約による事務に係る個人情報を取扱う事務所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。</p>		<p>（持出しの禁止） 第10 受注者は、この契約による事務を処理するために必要な範囲を超えて、この契約による事務に係る個人情報を取扱う事務所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。</p>

加古川市版現行	事務対応ガイド による必須項目	加古川市版《案》
<p>(資料等の返還)</p> <p>第11 受注者は、この契約による事務に関し、発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、当該契約が終了し、又は解除されたときは直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。</p>	<p>⑥ 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項</p>	<p>(資料等の返還)</p> <p>第11 受注者は、この契約による事務に関し、発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、当該契約が終了し、又は解除されたときは直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。</p>
<p>(報告及び立入調査)</p> <p>第12 受注者は、発注者から求めがあったときは、この契約による事務に係る個人情報の取扱い状況について、発注者に報告しなければならない。</p> <p>2 発注者は、受注者に対し、この契約による事務に係る個人情報の取扱い状況について、随時調査することができる。</p>	<p>⑧ 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項 (再委託先の監査等に関する事項を含む。)</p>	<p>(報告及び立入調査)</p> <p>第12 受注者は、発注者から求めがあったときは、この契約による事務に係る個人情報の取扱い状況について、発注者に報告しなければならない。</p> <p>2 発注者は、受注者に対し、この契約による事務に係る個人情報の取扱い状況について、随時調査することができる。</p>
<p>(事故発生時における報告)</p> <p>第13 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。</p>	<p>⑤ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項</p>	<p>(事故発生時における報告)</p> <p>第13 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。</p>
<p>(契約解除及び損害賠償)</p> <p>第14 発注者は、受注者がこの契約に違反していると認めたときは、契約を解除し、及び損害賠償を請求することができる。</p> <p>2 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、損傷その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。</p>	<p>⑦ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項（注3）</p> <p>（注3）準拠法や裁判管轄について日本国内法令とすべきかについてもあらかじめ検討する必要がある。</p>	<p>(契約解除及び損害賠償)</p> <p>第14 発注者は、受注者がこの契約に違反していると認めたときは、契約を解除し、及び損害賠償を請求することができる。</p> <p>2 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、損傷その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。</p>